

令和7年度静岡スペシャルガイド育成業務委託仕様書

- 1 委託業務名
令和7年度静岡スペシャルガイド育成業務
- 2 業務期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 業務の目的
インバウンド旅行者による地域消費を促すと同時に静岡県内の観光資源の魅力向上につなげるため、旅行消費額が100万円以上/人のインバウンド客に対し満足度の高い旅行の提供に貢献できる「質の高い」英語ガイド育成事業を実施する。
- 4 業務の内容
事業実施にあたっては、随時、(公社)静岡県観光協会と協議、連携しながら進めること。

項 目	内 容
研修カリキュラムの策定及び実施	[研修カリキュラムの策定] ・研修の構成は、「基礎研修」及び「専門研修」とし、専門研修は、「スルーガイドコース」及び「アドベンチャーガイドコース」の2コース制とする。 ・各研修のカリキュラムは、座学、現地研修、ワークショップ等を組み合わせた内容とすること。 ・基礎研修は、10時間以上、専門研修は、20時間以上とする。宿泊研修や半日での複数回実施など研修形態は問わないものとする。 ・研修スケジュールは、土日に実施する等参加しやすいようなスケジュールとする。 ・カリキュラムの内容は、本業務の趣旨に沿った、研修効果が高いと考えられる内容を提案すること。 ・各研修の終了にあたっては、試験を実施するため試験問題を作成し、試験の実施、試験監督、採点業務を行うこと。 ・各研修の終了の際に実施する試験に合格することで修了とする。 ※修了証は、別途、当協会で作成する。 [カリキュラム策定に係る留意事項] ①専門研修(スルーガイドコース) ・研修内容には、旅程管理・安全管理に関すること及びツアー商品（「しずおか」ならではの食・文化・歴史など）のストーリーを魅力的に伝えるガイド手法を含むこと。 ・静岡県内のツアー商品を題材に、演習形式でガイド面

	らのツアー商品の魅力を高める手法を学べる内容を含むこと。なお、題材となるツアー商品は、当協会を用意する。研修生とツアー商品のマッチングは、当協会と協議のうえ、提案者が行う。 ※演習には、ツアー商品の造成事業者も参加する。 ②専門研修(アドベンチャーガイドコース) ・ハイキング、トレッキングなどアドベンチャーツアーの内容が様々であることから、アドベンチャーツアーに共通するものと例えばハイキングなど個別のアクティビティに特化した内容のものの両方を研修内容に含むこと。 [研修の実施] ・策定したカリキュラムに従い、講師、研修会場等を手配し、研修の運営事務を実施すること。 ・テキスト、研修に必要な資料は、提案者が用意すること ・研修中に研修生の学びを継続、促進させるフォローアップ事業について提案すること。 ・参加者に対する連絡、出欠管理等の研修にかかる一切の事務連絡業務を行うこと。 ・記録写真を撮ること。 ・研修に必要な飲食費、宿泊費、交通費は、研修生の自己負担とする。ただし、現地視察等を実施する場合で、集団で移動が必要になる場合には、バス等の移動手段の手配及び支払い(※)を行うこと。 ※委託料から支出すること。
研修生の募集	[基礎研修] ・募集人員は、30 名程度とする。 ・令和 7 年 4 月 1 日時点で 20 歳以上の方とする。 ・英語ガイドに関心のある方（英検 2 級程度以上） ・在留外国人は、日本語能力試験 N 2 級以上の資格保有者とする。 ・静岡県内で継続してガイド業務に従事できる方（居住地は問わない） ・応募の受付、問合せの対応及び応募者への連絡は、当協会が担当する。 [基礎研修募集に係る業務] ・募集案内を作成すること。 ・全国通訳案内士資格保有者、フリーガイドや今後ガイド業を志すものなど、幅広い層から応募があるような方法で募集活動を行うこと。 ※県内における全国通訳案内士には、当協会が関係機関

	等と連携のうえ直接案内するため、提案者が実施できるそれ以外の募集方法やPR方法を提案すること。 [専門研修] ・スルーガイドコース、アドベンチャーガイドコースは、いずれも「①基礎研修」の修了者を受講対象とする。 ・募集人員は、各コースともに5～10名程度とする。 ・スルーガイドコースの応募者は、全国通訳案内士の資格を有しているものを対象とする。 [専門研修募集に係る業務] ・募集案内を作成し、基礎研修の修了生に案内をすること ・応募の受付、問合せの対応及び応募者への連絡事務をすること。
専門研修における研修生の選考	・研修ごとに選考基準を設定すること ・当協会と協議のうえ受講者の選考を行うこと
研修後のフォローアップ(就業機会の提供)	・専門研修を修了した研修生のフォローアップとしてガイド業務に従事するための就業機会の提供について具体的に提案すること。
受講料の徴収	・基礎研修は1人当たり5,000円(税込)、専門研修は1人当たり20,000円(税込)を受講料として受託者が徴収すること。 ・徴収した受講料は、資料代等の事業費に充当すること。

5 成果物の提出

- ・本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の成果等を示す報告書を提出すること。
- ・報告書には、研修実施時の記録写真、テキスト、資料等を提出すること。

6 その他

- ・地震等の災害、火災、荒天、急病・負傷等発生時の危機管理対策を講じること。
- ・業務の内容については、契約金額の範囲内で変更できるものとする。
- ・業務の内容に記載がない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。